

## 議案第 1 1 号

### 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を下記のとおり決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

### 記

#### 1 損害賠償の相手方

市川市立塩焼小学校の児童 8 0 7 名

#### 2 事件の概要

市川市立塩焼小学校に勤務していた職員が、同校児童の教育の用に供するために当該児童の保護者から預かった金銭（金 1 3, 3 3 7, 3 3 7 円）を自己の利益のために故意に使用して失わせたことにより、当該児童の当該金銭の充当をもって適正に受けるべき教育の利益を逸失させたものである。

#### 3 損害賠償の額

1 3, 3 3 7, 3 3 7 円

## 理 由

市川市立塩焼小学校に勤務していた職員が同校児童に与えた損害について、損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提案するものである。